

特定非営利活動法人大木町スポーツ協会スポーツ大会等出場助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町におけるスポーツ振興を図るため、スポーツ競技で次条の大会出場する者に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 助成金の交付の対象とする大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（加盟競技団体を含む。）又は文部科学省が所管、認可する団体が推薦派遣する国際大会。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（加盟競技団体を含む。）又は文部科学省が所管、認可する団体が主催する九州大会及び全国大会。
- (3) 国立・公立・私立を問わず、どこの学校も参加できる大会。
- (4) 全国スポーツ・レクリエーション祭。
- (5) 厚生労働省関連の大会。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金を交付しない。

- (1) 県大会規模以上の予選会や公益財団法人日本スポーツ協会（加盟競技団体を含む。）又は文部科学省が所管、認可する団体が主催する選考会を経ずに出場できる場合。（標準記録等により参加が許可される大会は助成の対象とする。）
- (2) 開催地の都道府県又は市町村が主催又は後援していない大会。
- (3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体等が主催する大会。
- (4) 福岡県内で開催される大会。

3 前項のほか、個人の場合は選手のみ助成対象とし、その選手に随行する監督及びコーチ等は交付の対象外とする。

4 団体の場合は予選会で出場し、全国大会等で出場しない選手は助成対象外とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大木町に住所を有する者。（但し、出場登録選手に限る。）
- (2) 町外に住所を有する者のうち町内の小学校及び中学校に在籍する者に対して助成する。（但し、出場登録選手に限る。）
- (3) 中学・高校については、中体連・高体連に加盟している学校であること。
- (4) 大木町スポーツ協会の加盟団体に所属していることを原則とする。

(助成回数の制限)

第4条 助成の回数は、同一の競技種目で第2条の大会に複数回出場する場合は、当該年度内において、それぞれ1回までとする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、次のとおりとする。

大会区分	助 成 金 額		備 考
	個 人	団 体	
九州大会	5,000 円	個人の金額に対象人数を乗じた額（上限5人）と上限枠を超える対象者に個人の金額の3割を乗じた額を合算した額	九州地区総合体育大会に参加する者 九州地区高等学校体育大会に参加する者 九州地区中学校体育大会に参加する者 など。その他、第3条の規定に抵触していないこと
全国大会	10,000 円	個人の金額に対象人数を乗じた額（上限5人）と上限枠を超える対象者に個人の金額の3割を乗じた額を合算した額	国民体育大会に参加する者 全国高等学校選手権大会に参加する者 など。その他、第3条の規定に抵触していないこと
国際大会	30,000 円	個人の金額に対象人数を乗じた額（上限5人）と上限枠を超える対象者に個人の金額の3割を乗じた額を合算した額	オリンピック大会に参加する者 権威のある国際競技大会（世界選手権、アジア大会及びユニバーシアード大会）に参加する者 その他、第3条の規定に抵触していないこと

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として大会開催2週間前までに、助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 参加しようとする大会等の開催要項
- (2) 参加しようとする大会等の参加申込の写し
- (3) 選手等の氏名及び住所を記載したもの
- (4) 予選会等の開催要項
- (5) 予選会の等の参加申込の写し
- (6) 予選会の戦績がわかるもの又は選考会を経たことがわかるもの
- (7) その他会長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 理事長は、前条の申請書の提出があった時は、当該申請に係る書類を審査し、助成金交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により、助成金の交付を決定したときは、理事長は助成金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求)

第8条 助成金の決定を受けた者は、理事長に請求書(第3号様式)を提出するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、大会終了後30日以内に実績報告書(第4号様式)に次の書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 参加した大会等のプログラム
- (2) 参加した大会等の結果がわかるもの
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し)

第10条 助成金の交付の決定又は助成金の交付を受けた者が、次に掲げる事項に該当する場合は、助成金の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な行為があった場合。
- (2) 参加しようとする大会等に出場しなかった場合。
- (3) その他この要綱の趣旨に反すると会長が判断した場合。

(様式)

第11条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。